

答 申 第 3 2 6 号
平成 2 2 年 6 月 2 2 日

千葉県代表監査委員 袴田 哲也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）
平成 2 0 年 1 0 月 1 5 日付け監査第 1 8 0 号による下記の諮問について
別紙のとおり答申します。

記

諮問第 4 0 1 号

平成 2 0 年 9 月 2 0 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 0 年 9 月
1 9 日付け監査第 1 3 2 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決
定について

第1 審査会の結論

千葉県監査委員（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成20年9月19日付け監査第132号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、次のとおりである。
故意に対象となる文書を特定しようとしていない

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、次のとおりである。

1 行政文書の開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に基づき、平成20年8月25日付けで、「鋸南町の国保で退職被保険者の介護納付金賦課額の軽減分を未請求であったことがわかる一切の書類（介護納付金賦課総額の算出に際して前記軽減分を「その他の収入」として計上していないことがわかる書類も含む）」の開示を求める行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「対象文書」という。）を保有していない（対象文書を作成又は取得していない。）として本件決定を行った。

3 本件決定の理由について

(1) 開示対象となる文書

ア 異議申立人は、本件請求において、安房郡鋸南町の国民健康保険事業に関する文書の開示を求めているものであるが、千葉県においては、健康福祉部保険指導課（以下「保険指導課」という。）が国民健康保険に関する事務を所掌している。

イ 実施機関は、保険指導課の事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項及び第1項の規定による監査（以下「定期監査」という。）を毎年度行っており、また、安房郡鋸南町の国民健康保険事業に関し法第242条第1項の規定による請求（以下「住民監査請求」という。）を本件請求のあった日までに11件受け付けている。

したがって、対象文書を保有しているとすれば、上記定期監査及び住民監査

請求に関する文書として保有している場合に限られる。

(2) 対象文書について

実施機関は、本件決定を行うに当たって、対象文書は、安房郡鋸南町の国民健康保険事業において、退職被保険者に係る介護納付金賦課額の軽減分が未請求であったということ、又は介護納付金賦課総額の算出に際して同軽減分を「その他の収入」として計上していないということが認められる文書であると判断した。

(3) 保有について

ア 保険指導課に対する定期監査に関する文書について

定期監査に際して監査対象機関から実施機関に提出される監査資料は、当該機関の収入や支出について所定の様式に従い作成した文書のみであり、したがって保険指導課から対象文書は取得しておらず、また、実施機関の作成した文書の中にも対象文書は存在しない。

イ 安房郡鋸南町の国民健康保険事業に関する住民監査請求の文書について

安房郡鋸南町の国民健康保険事業に関し、住民監査請求を本件請求のあった日までに11件受け付けているが、いずれも不適法な請求であるとして実施機関は請求を却下しており、提出のあった措置請求書、事実証明書及び証拠中に対象文書は存在しない。また、当該住民監査請求に関して、実施機関が作成し、又は取得した文書中にも対象文書は存在しない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨1から3までのとおりであり、異議申立人は、平成20年9月20日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 対象文書の不存在について

実施機関は、対象文書は保有していないと説明するので、以下検討する。

(1) 実施機関の説明によれば、実施機関が保有する行政文書の中で、対象文書が存在するとすれば、保険指導課の事務についての定期監査に関する文書及び安房郡鋸南町の国民健康保険事業に関しての住民監査請求に係る文書として保有している場合に限られるとのことである。

(2) 千葉県組織規程(昭和32年千葉県規則第68号)によれば、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の施行に関する事務は、保険指導課が所掌しており、実施機関は、保険指導課の事務についての監査を実施しているにすぎないのであるから、実施機関が保有する文書の中で対象文書が存在する可能性があるものは、保険指導課の事務についての定期監査に関する文書及び安房郡鋸南町の国民健康保険事業に関しての住民監査請求に係る文書に限られるとする実施機関の説明に、

特段不合理的な点は認められない。

(3) 保険指導課の事務についての定期監査に関する行政文書として、千葉県監査委員職務執行規程（平成11年千葉県監査委員告示第1号）に基づき、実施機関が保険指導課から提出を求め取得した行政文書中、及び当該定期監査に関して実施機関が作成した行政文書中に対象文書は存在しないとのことであるため、念のため、実施機関に対し改めて確認を求めたが、その存在を認めることができなかった。

(4) また、安房郡鋸南町の国民健康保険事業に関する住民監査請求については、平成18年4月以降、国民健康保険法第72条等の規定による調整交付金等の支出に係る住民監査請求が複数なされている。

しかし、これらの住民監査請求は、違法若しくは不当な公金の支出の事実等が個別的、具体的に摘示されておらず、住民監査請求の要件を欠くものとして、実施機関はいずれも請求を却下している。また、提出のあった措置請求書、事実証明書及び証拠中に対象文書は存在しないし、当該住民監査請求に関して実施機関が作成し又は取得した文書中にも対象文書は存在しないとのことであるため、念のため、実施機関に対し改めて確認を求めたが、その存在を認めることができなかった。

(5) したがって、対象文書は存在しないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理的なものと認められない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年10月15日	諮問書の受理
平成20年11月19日	実施機関の理由説明書の受理
平成22年4月23日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成22年4月23日現在)